

令和 2 年度

上富良野町一般廃棄物処理実施計画

(ごみ処理・生活排水処理)

令和 2 年 4 月

上富良野町

# 目 次

## 令和2年度 上富良野町ごみ処理実施計画

1	趣 旨	1
2	計画区域	1
3	計画期間	1
4	処理計画	1
5	一般廃棄物の排出抑制計画	3
6	多量の一般廃棄物の処理計画	4
7	処理困難一般廃棄物の処理計画	4
8	家電リサイクル法対象品目の処理計画	4
9	自動車の処理計画	4

## 令和2年度 上富良野町生活排水処理実施計画

1	趣 旨	5
2	計画区域	5
3	計画期間	5
4	処理計画	5

## 令和2年度 上富良野町ごみ処理実施計画

### 1 趣 旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和2年度におけるごみの処理に関する計画を定めるものである。

### 2 計画区域

本計画の対象区域は上富良野町内全域とする。ただし、町外で発生した一般廃棄物のうち、広域処理に関する協定に基づくもの及び南富良野町の可燃ごみについては、本町の処理基準に基づき処理を行う。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

### 4 処理計画

#### (1) 収集運搬

##### ① 分別区分、収集方法及び収集・処理計画量

一般廃棄物の種類及び分別の区分		収集運搬の主体	収集・処理計画量	収集回数	収集方法	搬入先
家庭系	可燃ごみ	委託業者	1400t	週1回	ごみステーションに、分別して排出されたものについて、指定日に収集	上富良野町 クリーンセンター
	不燃ごみ		170t	月1回		
	空きかん		50t	月1回		
	空きびん		85t	月1回		
	ペットボトル		40t	月2回		
	プラスチック類		50t	週1回		富良野生活圏 資源回収センター
	生ごみ		370t	週2回 農村部除く		富良野広域連合 環境衛生センター
	紙類		180t	月1回		上富良野町 クリーンセンター
	蛍光灯		1t	月1回		
	乾電池	拠点回収	1t	—	回収ボックスに排出されたものを収集	上富良野町 クリーンセンター
粗大ごみ	委託業者	120t	月2回	電話予約による戸別収集	上富良野町 クリーンセンター	
事業系	可燃ごみ	許可業者	680t	事業者と許可業者との契約による	上富良野町 クリーンセンター	
	不燃ごみ		57t			
	空きかん		13t			
	空きびん		20t			
	ペットボトル		15t			
	プラスチック類		1t		富良野生活圏 資源回収センター	
	生ごみ		260t		富良野広域連合 環境衛生センター	
	紙類		17t		上富良野町 クリーンセンター	
	蛍光灯		4t			
	乾電池		5t			
	粗大ごみ		40t			

②収集時間及び収集日

午前8時30分から、町内の各ごみステーションを、地区ごとに定めた曜日に収集を行う。各地区の収集曜日は、令和2年2月発行の「令和2年度ごみ収集カレンダー」に記載のとおり。

③ 上富良野町外からの搬入・処理計画量

区分 市町村	衛生用品 (可燃ごみ)	粗大ごみ	可燃ごみ (衛生用品混合)
中富良野町	100 t	30 t	—
富良野市	500 t	—	—
南富良野町	—	—	400 t
合計	600 t	30 t	400 t

収集運搬の主体は、家庭系については各市町村の委託業者、事業系については各市町村及び搬入先である上富良野町の許可業者。

(2) 中間処理

施設名	上富良野町クリーンセンター
所在地	北海道空知郡上富良野町 1586 番地
処理廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、空きかん、空きびん、ペットボトル、紙類、蛍光灯、乾電池、粗大ごみ
処理方法及び 処理能力	焼却施設 15.0t/日 (7.5t/日×2 炉) リサイクル施設 破碎設備 3.7t/5 時間 資源化設備 1.2t/5 時間
計画搬入量	3,100 t
残渣の処分方法	焼却残渣、不燃性残渣ともに最終処分場に埋め立て。

施設名	富良野生活圈資源回収センター
所在地	北海道空知郡中富良野町字中富良野 3977 番地 145
処理廃棄物	プラスチック類
処理方法及び処理能力	圧縮梱包設備 760kg/時間
計画搬入量	50 t
残渣の処分方法	上富良野町クリーンセンターにて焼却後、焼却残渣を最終処分場に埋め立て。または、最終処分場に直接埋め立て。

施設名	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	北海道富良野市上五区
処理廃棄物	生ごみ
処理方法及び 処理能力	堆肥化設備 22t/日
計画搬入量	550t
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋め立て

(3) 最終処分

最終処分場名	上富良野町クリーンセンター(最終処分場)
所在地	北海道空知郡上富良野町 1586 番地
処分される廃棄物の種類	焼却残渣、中間処理後の不燃性残渣、不燃ごみ
埋立地の管理	委託
全体容積	56,480 m <sup>3</sup>
残余容量	28,770 m <sup>3</sup> (令和元年9月11日現在)
計画埋立量(覆土含む)	2,100 m <sup>3</sup>
埋立開始年	平成8年

(4) 再資源化

一般廃棄物の種類	再資源化の方法	計画再資源化量
空きかん	上富良野町クリーンセンターにてスチールとアルミに分別・圧縮し、再資源化事業者へ売却。	50 t
空きびん	上富良野町クリーンセンターにてリターナブルびんについては再資源化事業者へ売却。ワンウェイびんは無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別のうえ財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託。	100 t
ペットボトル	上富良野町クリーンセンターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託。	43 t
プラスチック類	富良野生活圏資源回収センターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託。	49 t
生ごみ	富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化処理。	60 t
紙類	上富良野町クリーンセンターにて段ボール、新聞紙、雑誌、紙パックに分別し、再生処理事業者へ売却。	195 t
蛍光灯	上富良野町クリーンセンターにて分別し、再生処理事業者に処理委託。	1 t
乾電池	上富良野町クリーンセンターにて分別し、再生処理事業者に処理委託。	4 t
粗大ごみ	上富良野町クリーンセンターにて中間処理後、スチールについては再生処理事業者へ売却。	30 t
小型電子機器	上富良野町クリーンセンター及び役場町民生活課にて窓口回収し、再生処理事業者へ売却	16 t

5 一般廃棄物の排出抑制計画

(1) リデュースの推進

① 減量化啓発活動の取り組み

- ・自治会等を対象とした出前講座、上富良野町クリーンセンターの施設見学研修の開催。
- ・廃食用油と布類の分別収集を継続し、可燃ごみの減量化に対する意識付けを図る。
- ・使用済小型電子機器の分別収集を実施し、不燃ごみの減量化を図る。

② マイバッグ運動の推進

## (2) リユースの推進

- ① リユースフェア実施の充実検討

## (3) リサイクルの推進

- ① 新たな分別項目の検討

- ・使用済小型電子機器等の再資源化を図る。

- ② 資源ごみの分別徹底

- ・広報紙や防災行政無線、ホームページ等を通じ、資源ごみの分別排出、洗浄等について啓発し、可燃・不燃ごみの減量化、再資源化率の向上を図る。
- ・排出時に分別が不適正なものについては収集せずに警告シールを貼り、排出者の適正排出への意識付けを図る。

## 6 多量の一般廃棄物の処理計画

多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、減量に関する計画の作成・提出を求めるとともに、排出元及び排出先市町村と協議の上、適切に運搬・処分するよう指導する。

## 7 処理困難一般廃棄物の処理計画

処理困難一般廃棄物に関する取扱基準（平成20年3月14日決定）に規定された物については、町で処理を行わない。

## 8 家電リサイクル法対象品目の処理計画

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で指定されている品目（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機、ユニット形エアコンディショナー）については、町で処理を行わない。小売店に引き取り義務のないものについては、家電製品協会・富良野地区清掃事業協同組合等による回収とする。

## 9 自動車の処理計画

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）で指定されている自動車については、町で処理を行わない。

## 令和2年度 上富良野町生活排水処理実施計画

### 1 趣 旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和2年度における生活排水の処理に関する計画を定めるものである。

### 2 計画区域

本計画の対象区域は上富良野町内全域とする。計画処理区域は公共下水道計画区域とその他の地域に分け、公共下水道区域においては公共下水道整備事業、その他の区域については合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理施設の整備を推進する。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

### 4 処理計画

#### (1) 生活排水処理計画

（各年度3月末日現在）

区 分	平成30年度 実 績	令和元年度 見 込 み	令和2年度 計 画
公共下水道処理人口	7,966 人	7,800 人	7,650 人
合併処理浄化槽処理人口	1,063 人	1,090 人	1,050 人
未処理人口	1,610 人	1,520 人	1,450 人
単独処理浄化槽処理人口	198 人	188 人	180 人
非水洗化人口	1,406 人	1,330 人	1,250 人
合 計	10,639 人	10,646 人	10,680 人

#### (1) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水、工場排水、雨水等	上富良野町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	富良野広域連合

#### (3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

##### ① 収集運搬の主体及び収集・処理計画量

区 分	収集運搬の主体	収集・処理計画量
し尿		1,080kl
家庭系	許可業者	710kl
事業系	許可業者	370kl
浄化槽汚泥		1,020kl
家庭系	許可業者	530kl
事業系	許可業者	490kl

② 中間処理、最終処分及び再資源化

施設名	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	北海道富良野市上五区
処理廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	水処理設備及び堆肥化設備
処理能力	し尿：46kl/日 浄化槽汚泥：14kl/日
計画搬入量	し尿：1,2301kl 浄化槽汚泥：900kl
再資源化計画量	19.8 t (堆肥)
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋め立て